

大野城市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報の安全管理に関する考え方

大野城市（以下「市」という。）では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び大野城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務において、特定個人情報を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報の利用範囲を限定する等、厳格な安全管理措置を定めていることから、特定個人情報の安全管理に関する規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱う。

2 特定個人情報の安全管理方針

市は、特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱う。

法令遵守

市は、特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等（ ）を遵守する。

法令等には次のものを含む。

- ・番号法
- ・番号利用条例
- ・大野城市個人情報保護条例（平成17年条例第35号）
- ・大野城市情報セキュリティに関する規程（平成16年規程第13号）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等 編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

安全管理措置

市は、特定個人情報の盗難又は紛失、特定個人情報に係る不正アクセス、情報漏えいの防止等、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

委託

市は、特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

継続的改善

市は、特定個人情報の安全管理に関する措置を継続的に見直し、その改善に努める。

平成29年4月1日
大野城市長